

令和2年度高知県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において高知県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金（以下「補給金」という。）の交付に関し、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給契約)

第2条 利子の補給については、県と金融機関との間で締結する利子補給契約書に基づいて行うものとする。

(交付対象者)

第3条 補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、「高知県新型コロナウイルス感染症対応融資」（以下「当該制度融資」という。）を受けたもののうち、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項第4号又は第6項の規定に基づく認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付
- (2) 法第2条第5項第5号の規定に基づく認定を受けた者のうち、同条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
- (3) 法第2条第5項第5号の規定に基づく認定を受けた者のうち、前号に規定する者以外の者で、当該制度融資の申込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15パーセント以上のものに対する当該制度融資の貸付

(交付対象経費)

第4条 補給金の額は、当該制度融資に係る毎年3月1日から翌年2月末日までの間に支払った約定利子の全額とする。ただし、貸付金額6,000万円を補給対象限度額とする。

(補給期間)

第5条 補給金を交付する期間は、受給資格者が融資を受ける日から起算して3年間とする。

(金融機関への委任)

第6条 補給金の交付を受けようとする受給資格者は、当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関（以下「受任者」という。）は、申出者に補給金の交付の申請

に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請)

第7条 受任者は、利子補給金の金額と申出書等の内容を確認し、第4条による補給金の金額をとりまとめて、別記第1号様式による交付申請書兼請求書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 受取利子証明(明細)書(別紙1)

(2) 委任状及び振替承諾書(別紙2)

(3) 申請者に対する、中小企業保険法第2条第5項第4号若しくは同条第5号又は同条第6項に基づく市町村の認定書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項における提出期限は、3月1日から同年8月31日までに発生する利子については9月30日、9月1日から翌年2月末日までに発生する利子については3月31日とする。

3 2回目以降の交付申請においては、第1項第2号及び同項第3号の書類を省略することができる。

4 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて關係書類等の提出をさせることができる。

(電子申請等)

第8条 受任者は前条第1項及び第3項の規定に基づく交付の申請については、電磁的方法(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第26条の3第1項の規定に基づき知事が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 受任者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に基づき知事が定めるものをいう。以下同じ。)に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に知事宛てに郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。

3 知事は、第1項の規定により行われた交付申請に係る次条の規定に基づく交付決定について、申請者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

(交付決定の通知)

第9条 知事は、前条の規定に基づく申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認めたときは別記第2号様式による交付決定通知書及び補給金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。

2 受任者は、前項の規定による交付決定通知を受けたときは、速やかに申請者へ通知するものとする。

(補給金の交付)

第10条 県は、前条の補給金の交付決定の通知後、速やかに受任者へ補給金を交付するものとする。

- 2 受任者は前項の支払いが行われた後、速やかに受給資格者が指定した口座に対して利子補給金を振り替えるものとする。

(補給金の控除)

第11条 知事は、既に交付した補給金について、違算又は融資条件変更時の変更実行報告若しくは据置期間の変更等の金融機関からの報告遅延により過払いが生じたときは、既に交付した補給金のうち過払いとなった部分を以後に交付する補給金から差し引くものとする。

(利子補給の打切り等)

第12条 金融機関は、資金の用途が「令和2年度高知県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱」に規定された貸付けの目的に違反すると認めるときは、知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告により、当該融資を利子補給の対象外としたときは、知事は受給資格者及び金融機関に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により利子補給の対象外としたときは、当該解除以後の利子の補給を打ち切るものとする。
- 4 知事は、受給資格者若しくは金融機関の責めに帰すべき事由によりこの要綱又は第2条の規定により締結した利子補給契約書の条項に違反したときは、金融機関に対する利子の補給を打ち切り、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第13条 金融機関は、知事がこの要綱に基づく利子の補給に係る融資に関して報告を求め、又はその職をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させる場合は、これに協力しなければならない。

(書類の保存)

第14条 申請者は、本補給事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、令和2年6月18日保証申込分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月25日から施行し、令和3年1月25日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行し、同年3月1日から同年8月31日までに発生する利子の補給分から適用する。